

令和8年 第1回（1月）定例会

県央県南広域環境組合 議会 会議録

令和8年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和8年1月30日（1日間）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
1	30	金	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

番 号	審議 方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定について	1月30日	8番 渡辺勝美君 9番 深堀善彰君 10番 松尾文昭君
		会期の決定について	1月30日	1月30日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	1月30日	松 尾 文 昭 君 田 中 克 彦 君 指 名
		議会運営委員会委員の選任について	1月30日	松 尾 文 昭 君 選 任
報 告 第1号	本会議	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：施設の管理瑕疵に係るもの（東部リレーセンター））	1月30日	報 告 受 理

議案 第 1 号	本会議	県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1 月 3 0 日	原 案 可 決
議案 第 2 号	本会議	県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 月 3 0 日	原 案 可 決
議案 第 3 号	本会議	県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1 月 3 0 日	原 案 可 決
議案 第 4 号	本会議	令和 7 年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第 3 号）	1 月 3 0 日	原 案 可 決
議案 第 5 号	本会議	令和 8 年度県央県南広域環境組合一般会計予算	1 月 3 0 日	原 案 可 決
議案 第 6 号	本会議	監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて	1 月 3 0 日	同 意

○ 出席議員（14名）

1 番 森園 浩太郎 君
 2 番 濱崎 清志 君
 3 番 中島 康範 君
 4 番 山口 正広 君
 5 番 鶴田 啓子 君
 6 番 森 和明 君
 7 番 谷澤 和浩 君

8 番 渡辺 勝美 君
9 番 深堀 善彰 君
10 番 松尾 文昭 君
11 番 田中 克彦 君
12 番 隈部 和久 君
13 番 小嶋 光明 君
15 番 北島 守幸 君

○ 欠席議員（1名）

14 番 種村 繁徳 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者 大久保 潔重 君
副管理者 古川 隆三郎 君
副管理者 金澤 秀三郎 君
副管理者 松本 政博 君
監査委員 徳永 清己 君
事務局長 岩永 健一郎 君
事務局次長兼総務課長 馬場 英二 君
総務課課長補佐 濱崎 和也 君
施設課課長補佐 山下 秀顕 君
施設課参事補 伊東 優 君

○ 議会関係出席者

書 記 長 島田 太一 君
書 記 牟田 憲司 君
書 記 常岡 由日流 君

（午後2時00分 開会）

○議長（北島守幸君）

定刻になりましたので、ただ今から令和8年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、雲仙市議会選出議員の任期満了に伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

雲仙市議会選出、渡辺勝美議員、同じく深堀善彰議員、同じく松尾文昭議員

でございます。よろしくお願いいたします。

なお、議事の進行上、ただ今御着席の席を仮議席といたします。

議事日程は、お手元に配付しております「議事日程表」により執り行います。

ここで、管理者より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様、こんにちは。本日、ここに令和８年第１回県央県南広域環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、第２期ごみ処理施設の試運転の状況から御報告を申し上げます。

第２期ごみ処理施設につきましては、昨年の１２月２０日に議員各位の御出席のもと「火入れ式」が執り行われ、今月５日からは東部及び西部リレーセンターからのごみの受入れを開始し、１３日からは諫早市の委託収集ごみも受け入れて、実際にごみ进行处理する試運転が計画どおり実施されております。

また、来月２日からは一般のごみも受け入れることとしており、これで全てのごみを第２期ごみ処理施設で受け入れて、供用開始に向けた本格的な試運転が実施されることとなっております。

したがいまして、現施設におけるごみの受入れは明日をもって終える予定でございますが、３月末まではこれまでの体制を維持することといたしております。

南部リレーセンターの建設工事につきましては、計画どおり工事が進められており、来月下旬ごろからは試運転が実施される計画となっているなど着実に事業の進捗が図られております。

今後も引き続き新施設の供用開始に向け、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和８年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を含む６件の議案と１件の報告を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北島守幸君）

次に、日程第１「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第４条第１項の規定により議長において指定いたします。

8 番渡辺勝美議員。9 番深堀善彰議員。10 番松尾文昭議員。以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○議長（北島守幸君）

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を1月30日、1日とし、会期中の日程につきまして、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に10番松尾文昭議員及び11番田中克彦議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員会委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、松尾文昭議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。よって、松尾文昭議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和9年8月28日までとなります。よろしくお願いいたします。

次に、日程第5、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：施設の管理瑕疵に係るもの（東部リレーセンター）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：施設の管理瑕疵に係るもの（東部リレーセンター）」につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、東部リレーセンターのプラットホーム入口において発生した車両損傷事故に関し、損害賠償の額を定めるものでございます。

別紙「専決処分書」を御覧ください。

概要でございますが、令和7年7月22日当組合の東部リレーセンターの

プラットホーム入口におきまして、個人A氏が自家用自動車でごみを持ち込む際に、順番待ちのため入口の自動扉を跨いで停車していた時に自動扉が閉まり、車両前方左側フェンダー付近に接触し損傷を与えたもので、その損害賠償の額を27万6,000円と定め令和7年9月18日に専決処分をいたしましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

○議長（北島守幸君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までといたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって質疑を終結します。報告第1号は、以上の報告を以って御了承をお願いいたします。

次に、日程第6、議案第1号「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第1号「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、国家公務員と同様、地方公務員においても仕事と育児の両立支援のための措置が拡充されることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例案の概要につきまして御説明いたしますので、本日配付いたしております議案参考資料の1ページ「議案第1号参考資料」を御覧ください。

まず、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充といたしまして、（1）の県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、部分休業の取得パターンを多様化するものでございます。

1点目は、資料のアに記載のとおり1日に2時間以内で取得できる部分休業について、勤務時間の初め又は終わりに限定している取扱いを廃止するも

のでございます。

2点目は、資料のイに記載のとおり新たに追加された一時的、単発的に取得可能な部分休業に係る上限時間、単位期間、取得単位等について定めるものでございます。

次に、(2)の県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を義務化するものでございます。

1点目は、資料のアとイに記載のとおり仕事と育児の両立支援制度に関し妊娠、出産等の申出をした職員と、3歳未満の子を養育する職員に対する周知と意向の確認を義務化するものでございます。

2点目は、アとイにおいて意向を確認した働き方の事項への配慮を義務化するものでございます。

なお、この条例は2の施行日に記載のとおり、公布の日から施行することといたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島守幸君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき1議題につき3回までいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、本組合の一般職の職員の給与及び期末・勤勉手当等について改定しようとするものでございます。

内容につきましては、本日お配りしました「議案資料」に沿って御説明いたしますので、2ページの「議案第2号参考資料」を御覧ください。

資料の2の改正の内容でございますが、「令和7年度給与改定」の1点目は、資料の（1）に記載のとおり、一般職の職員の給料につきまして、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も含め平均で3.3パーセントの引上げを行うものでございます。

2点目は、（2）の表に記載しておりますように、一般職の職員の期末手当、勤勉手当につきまして、支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

3点目は、（3）に記載のとおり、通勤手当につきまして、①の表に記載しておりますように、自動車等の使用距離の区分に応じ手当額を引き上げるものでございます。

いずれも、令和7年4月に遡及して適用するものでございます。

また、資料の②に記載しておりますように、職員が通勤に自動車等を使用する場合に、1カ月当たり5,000円以内で駐車場の利用に対する通勤手当を令和8年度から新設するものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島守幸君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

ないようですので、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第3号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第3号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、南島原市に整備中の廃棄物運搬中継施設「南部リレーセンター」につきまして、令和8年4月1日から当組合のごみ処理施設として供用を開始することから、当該施設の設置及び管理に関し所要の改正を行うものでございます。

具体的には、条例第1条の設置及び第2条の位置の各条項に当該施設の名称と設置場所を追加する条項の整備を行おうとするものでございます。

最後に、この条例は当該施設が供用を開始いたします令和8年4月1日から施行することといたしております。

なお、本日お配りしております議案参考資料の3ページ「議案第3号参考資料」に南部リレーセンターの施設の概要や、位置図、配置図などを記載させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島守幸君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

ないようですので、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計 補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第4号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計 補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

議案第4号の1ページをお開きください。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ3億6,180万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312億749万1,000円にしようとするものでございます。

その内容としましては、予算書の3ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載しておりますが、内容につきましては、本日配付いたしました議案資料で御説明いたしますので4ページの「議案第4号参考資料」を御覧ください。

まず、歳入の（1）の財産運用収入ですが、これは基金の運用で生じた預金利子を、それぞれ運用元の基金に積み立てるものでございます。

（2）の繰越金は、前年度の決算余剰金を第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費の支払いのため、借り入れた組合債の償還利子の支払いに充てるとともに、毎年お願いしておりますように、その残額を、ごみ処理施設建設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、歳出の（1）総務管理費は、各基金への積立金で歳入の財産運用収入の253万6,000円をそれぞれの運用元の基金に積み立てるとともに、繰越金の3億5,926万7,000円のうち、歳出の（2）公債費（利子）に係る2,974万3千円を控除した額3億2,952万4,000円につきまして、ごみ処理施設建設整備基金に積み立てに係る予算でございます。

（2）の公債費は、先の繰越金のところで御説明しましたとおり、組合債の償還利子の予算でございます。

次に、資料の２の債務負担行為補正でございます。

（１）の施設運営モニタリング業務についてでございますが、第２期ごみ処理施設は民間事業者のノウハウを活用して高い事業効果を達成するため、施設の設計から建設、２０年間の運転・運営までを一括に発注するＤＢＯ方式を採用しています。

そこで、令和８年４月１日から開始する第２期ごみ処理施設と東部、西部及び南部の３つのリレーセンターの管理運営に関し、運営事業者から提出される各種計画資料の確認、実績報告書の精査等を行い、運営事業者の業務遂行状況等が適切であるか確認を行う業務モニタリングや、翌事業年度の経営計画書、決算書類等の審査等を行う財務モニタリングなどをお願いするものでございます。

次の（２）の既存施設ごみピット残留底ごみ撤去処分等業務につきましては、今年度末で供用を終える既存施設のごみピット内の底に残留するごみを、周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないように、閉炉後出来るだけ速やかに撤去し、処分する必要があることから、お願いしようとするものでございます。

なお、いずれの業務も債務負担行為の期間は令和８年度の１年間でお願いするものでございます。

以上で、議案第４号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島守幸君）

これより議案第４号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は歳入歳出それぞれ３回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

歳入について、ございませんか。

それでは、次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第5号「令和8年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第5号「令和8年度 県央県南広域環境組合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案第5号の1ページをお開きください。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,185万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条の歳出予算の流用につきましては、同一款内における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、「議案第5号資料①」の令和8年度県央県南広域環境組合一般会計当初予算の概要により御説明申し上げますので、資料の1ページをお開きください。

令和8年度の当初予算の総額は49億1,185万2,000円で、前年度の当初予算と比較しますと249億4,519万3,000円の減となっております。

予算編成に当たりましては、令和8年4月から供用開始する第2期ごみ処理施設と、南部リレーセンターを加えた3つのリレーセンターの管理運営、並びに今年度末で供用を終える既存施設の解体工事の発注に向けた事業などに係る経費を計上しております。

歳入予算におきましては、建設工事費に係る国庫補助金や組合債が皆減となりましたが、構成市からの分担金については、今後、多額の費用が見込まれる既存施設の解体工事費などを考慮し、前年度と比較して9億円を減じた40億円を計上したものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、費目ごとに前年度と比較しております。

そのうちの、主なものについて御説明申し上げます。

1 款は、構成市からの分担金でございます。予算額は40億円で前年度と比較しますと9億円の減となっております。

これは、先ほど御説明しましたとおり、今後、多額の費用が見込まれる既存施設の解体工事費などを見据えたことによるものでございます。

次に、2 款、使用料及び手数料のうち手数料につきましては、令和8年度から供用を開始する南部リレーセンターでのごみ処理手数料が純増となりますので、予算額は前年度比1,500万円の増の2億500万円を見込んでいるところでございます。

なお、下段の(3)にごみ処理手数料の推移を記載させていただいております。

次に、3 款、国庫支出金でございます。予算額の3億2,242万7,000円は既存施設の解体工事の発注に向けた事業に係る国の循環型社会形成推進交付金で、第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費が皆減となったことから、前年度比77億7,925万円の減となっております。

次に、4 款、財産収入でございます。予算額は678万7,000円で前年度比525万円の増となっております。これは、基金の預金利子の増によるものでございます。

次に、5 款、繰入金でございます。予算額は2億1,152万6,000円でピークであった建設工事費の財源に対応するための繰入金が皆減となったことから、前年度と比較して12億8,324万3,000円の減となったものでございます。

次に、6 款、繰越金でございます。予算額1,000円で前年度と同額でございます。

次に、7 款、諸収入でございます。予算額は1億6,611万円で前年度比1億2,315万円の増となっております。これは、第2期ごみ処理施設に係る売電収入の大幅増が見込まれることからその分が増となったものでございます。

最後に、8 款、組合債でございます。第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費などが皆減となったことから予算額も皆減となっております。

続きまして、3 ページを御覧ください。

歳出につきまして、御説明申し上げます。

増減の主な理由につきましては、下段の表に記載しておりますので、併せて御覧ください。

1 款、議会費につきましては、4 8 9 万 6, 0 0 0 円で前年度比 1 3 万 5, 0 0 0 円の増となっております。

次に、2 款、総務費の 1 項、総務管理費につきましては、8, 5 5 4 万 8, 0 0 0 円で前年度比 6 8 1 万 2, 0 0 0 円の増となっております。増の主な内容は、1 目、一般管理費では職員人件費などの増、2 目、財政管理費では各基金の預金利子積立金の増によるものでございます。

次に、3 款、衛生費につきましては、3 9 億 4, 9 7 7 万 3, 0 0 0 円で前年度比 2 5 3 億 7, 0 5 2 万 5, 0 0 0 円の減となっております。

目別では、まず、1 目、クリーンセンター費は 3 1 億 7, 5 4 7 万 4, 0 0 0 円で前年度比 2 2 5 億 1, 7 6 3 万 3, 0 0 0 円の減となっております。減の主な内容は、第 2 期ごみ処理施設の建設に係る工事請負費などが皆減となったことによるものでございます。

次に、2 目、リレーセンター費は 7 億 2, 6 1 3 万 8, 0 0 0 円で前年度比 2 8 億 5, 4 0 0 万 9, 0 0 0 円の減となっております。減の主な内容は、南部リレーセンターの建設に係る工事請負費などが皆減となったことによるものでございます。

次に、3 目、余熱利用施設費は 4, 8 1 6 万 1, 0 0 0 円で前年度比 1 1 1 万 7, 0 0 0 円の増となっております。増の主な内容は、業務委託費などの増によるものでございます。

次に、4 款、公債費につきましては 8 億 6, 1 1 5 万 3, 0 0 0 円で前年度比 4 億 1, 8 3 5 万 3, 0 0 0 円の増となっております。増の主な内容は、第 2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設のため借り入れた組合債の償還元金及び償還利子が共に増となったことによるものでございます。

5 款、予備費につきましては前年度と同額の 1, 0 0 0 万円となっております。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページの (2) と (3) のグラフは、令和 2 年度以降の当初予算を目的別で比較したものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

5 ページの (4) は、ごみ処理に係る用役費の主なものとして、LNG (液化天然ガス) と電気代の予算措置額と使用量見込を前年度と比較した表でございます。

現施設では、ごみ処理に係る用役費の負担は組合側で行っていましたが、令和 8 年度からの第 2 期ごみ処理施設での用役費、これは灯油や電気代等になりますけれども、DBO 方式による管理運営の委託契約に含まれていることから、組合側での用役費の予算措置額は皆減となっております。

次に、6 ページをお開きください。

(5)は、3 款、衛生費のうち、新施設と現施設、いわゆる新旧施設に係る主なものについて前年度と比較した表でございます。

委託料のクリーンセンターとリレーセンターに係る管理運営業務や点検整備補修業務、第2期ごみ処理施設の焼却灰運搬処分業務、全施設のモニタリング業務、各リレーセンターからクリーンセンターへの一般廃棄物搬送業務及び余熱利用施設の指定管理料でございます。

令和8年度からはクリーンセンター及び3つのリレーセンターが、DBO方式による20年間の包括的な管理、運営が行われることから、管理運営に係る業務はこの方式による契約で継続され、旧施設で実施しておりました点検整備補修業務は事業者側において実施することとなりますが、第2期ごみ処理施設から排出される焼却灰の運搬処分業務や、施設のモニタリング業務については、新たな業務として組合が実施していくこととなります。

なお、新施設の建設工事の完成とともに、大きく減となる工事請負費につきましても委託料の下表に記載をさせていただいております。

次の(6)は、同じく3 款、衛生費のうち、既存施設の閉炉に係る主なものでございます。

昨年10月の臨時議会で、債務負担行為の補正予算で御承認をいただきました、現施設の解体工事に向けたプロセス水の撤去、運搬、処分に係る業務に加えて、既存施設のごみピットの底に残留することとなる底ごみの撤去処分等に係る業務などで、いずれも解体工事を発注する前に実施しなければならいものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

(7)は、債務負担行為の内容、令和9年度以降にわたるものでございます。

表の上段は、第2期ごみ処理施設の建設と20年間の管理運営に係るもので、表の中段は、南部リレーセンターの建設と東部、西部及び南部の3つのリレーセンターの20年間の管理運営に係るものでございます。

また、表の下段が、余熱利用施設の令和7年度から5年間の指定管理業務に係るものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

(8)は、人件費でございます。

②の増減の明細でございますが、給料及び職員手当の増につきましては、人事院勧告に基づく給料及び期末・勤勉手当などの引上げに伴い増となったものでございます。

なお、予算書では、30 ページから35 ページに給与費の明細を記載してお

ります。

次に、9ページを御覧ください。

5は、基金の状況でございます。組合の3つの基金の令和7年度末現在高見込額の合計は、表では①の欄の一番下にありますように24億6,726万9,000円を見込んでおります。

ごみ処理施設建設整備基金の取崩額の2億1,152万6,000円は、第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費の財源として借り入れた組合債の償還に係る財源の一部に充てることとしており、それぞれの基金に預金利子の財産運用収入を加えた令和8年度末における3つの基金の合計額は、表の右端の一番下に記載しておりますように22億6,253万円を見込んでいるところでございます。

次に、10ページを御覧ください。

6は、地方債の状況でございます。組合がこれまで借り入れた地方債と、今年度末の借入れ予定分を含めた地方債の内訳は、(1)の借入額等一覧表のとおりでございます。

償還が残っている令和2年度から6年度までは一般廃棄物処理事業債を借り入れておりましたが、令和7年度は県との協議の結果、より有利な防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、公共施設等適正管理推進事業債を借り入れることができたものでございます。

(2)は、公債費償還一覧表(総額)でございます。

平成17年度までに借り入れました地方債につきましては、令和元年度をもって償還が完了しておりますが、令和2年度に現施設の基幹的設備改良工事の財源として17億5,770万円を、これ以降は第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事の財源として令和5年度に9億3,750万円を、令和6年度に29億3,190万円を、令和7年度には173億1,690万円を借り入れることとしているため、令和8年度末の未償還残額は表の一番右側の一番下に記載しておりますように207億1,155万7,205円を見込んでいるところでございます。

次の11ページには(3)で公債費の推移を、(4)で地方債現在高の推移を、それぞれグラフ化したものを記載しております。

なお、議案第5号資料②として前年度予算額との増減額を記載した資料も提出をさせていただいております。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北島守幸君)

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので深堀善彰議員の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第6号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げております監査委員につきましては、提案理由に記載しておりますとおり、議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、別紙候補者の深堀善彰氏を選任することについて、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び県央県南広域環境組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島守幸君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手する者なし）

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、深堀善彰議員の選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、深堀善彰議員の選任に同意することに決定いたしました。深堀善彰議員の入場を求めます。

それでは、深堀善彰議員には監査委員を務めていただくことになりました。

よろしくお願いいたします。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

これをもって令和8年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時45分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

北島 守幸

署名議員

松尾 文昭

署名議員

田中 克彦